

(意見書案第 18 号)

EUとの経済連携協定に関する万全の対策とその確実な実行を求める意見書

我が国は、EUとの経済連携協定（以下、「EPA」という。）に関して、平成 25 年 3 月に交渉を開始した後、できる限り早期の大枠合意を目指し精力的に取り組み、7 月 6 日、ベルギー・ブリュッセルにおける首脳会談において、大枠での合意に至ったところである。

EUとのEPAについては、その交渉結果が我が国の食料の安定供給に大きく寄与している本道の農林水産業のみならず、国民経済や国民生活の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、本道の農林漁業者を初め多くの国民の不安と懸念を払拭し、農林水産業が確実に再生産可能となるよう国が対応を求められてきた。

この度の大枠合意を踏まえ、将来にわたり農林漁業者などの不安と懸念を解消するため、引き続き、国民への十分な情報提供と丁寧な説明を行うとともに、農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、国の責任による万全の対策とその確実な実行が不可欠である。

よって、国においては、EPAの大枠合意を踏まえ、下記の事項について適切に対応するよう強く要望する。

記

- 1 将来にわたり、本道の農林水産業が我が国の食料供給の根幹を支え、生産性の向上と競争力の強化、多様な担い手の育成確保など、力強い農林水産業・農山漁村づくりに向けて取り組むことができるよう万全の対策を講ずること。
- 2 安全・安心な本道の農林水産物等の輸出促進に向けた物流インフラの整備を図るとともに、我が国のGI保護を確保するなど、EU域内での競争力を高め、新たな市場を拡大するための実効ある施策の展開を図ること。
- 3 EPAの合意内容の詳細や合意内容が実施された後の地域経済等への影響を把握し、国民に対し十分な情報提供と丁寧な説明を行うこと。
- 4 農林水産業が再生産可能となり、将来にわたり持続的に発展していくことができるよう、国会決議を尊重しチーズ等の乳製品や豚肉など、農林水産物等の重要品目については、国境措置をしっかりと確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 15 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済再生担当大臣

宛